

横浜港施設改善に関する日本損害保険 協会からの要望について

今 泉 敬 忠
(関東学院大学)

一、本年2月1日付で日本損害保険協会は高木幹夫会長名で横浜市長飛鳥田一雄氏に対して「横浜港施設改善に関する要望」と題する要望書を提出した。この要望書には日本海事検定協会が作成した「横浜港施設改善に関する鑑定書」が添付されており、それによると、この要望書は横浜港の満潮時に伊勢湾台風と同程度の大型台風がキティ台風と同じコースを辿って来襲した場合に、横浜港の現在の上屋がどのような被害を受けるかを想定して作成されたものである。従来折に触れてこの種の要望書が主要港について提出されてきたが、余り多くの人達に知られていなかった。今回幸いに関係者のご好意により、要望書の全文を入手できたので、ここに紹介することにする。

二、要望書の全文は次の通りである。

横浜港施設改善に関する要望

御高承のとおり毎年わが国が台風によってこうむる損失は計り知れないものがございますが、本邦損害保険会社といたしましても、戦後阪神港、名古屋港等の港頭上屋保管中の輸出入貨物が台風によってこうむった損害に対して支払いました保険金は巨額に達し、ことに1昨年9月神戸港に来襲した第20号台風による同市々営上屋保管貨物の損害につきましては、約24億円という戦後最大の保険金を支払いました。このように港頭上屋保管中の輸出入貨物に多大の損害を招いた原因が、港頭施設の不備、ことに上屋の老朽化ならびに構造上の欠陥に基因している事実にかんがみ、神戸港につきましては昨年初頭に弊協会より神戸市当局に対し港頭施設の早朝かつ抜本的改善につき要望いたしました結果、全面的に弊会の要望に応じて昨年の台風季に間に合うよう防潮鉄扉の取付けその他の応急の補修工事を完成するとともに、さらに本年度より老朽上屋14棟を毎年2棟づつ完全防水設備のある鉄筋コンクリート建上屋に改築する

7カ年計画を着々と実行されていることはすでに御高承のことと存じます。昨年9月再び神戸港に第23号台風が来襲いたしましたが、幸いに上記補修工事の結果、同港々頭上屋の貨物損害について日本保険会社が支払いました保険金総額は約1.76億円にとどまりました。しかしながら折角の補修工事にもかかわらず、なおこの程度の損害が発生したのにかんがみ、さらに台風損害の根絶を期して、羅災上屋の一層強力な補修工事を本年台風季までに完成するとともに、あわせて抜本的な改築計画をできるだけ速かに遂行するよう再度神戸市当局に要望いたしている次第でございます。さらに大阪市当局に対しましても、昨年来港頭保管貨物を台風の被害から護るための同港上屋施設の改善について弊協会より要望し、目下同市当局によって着々と補修工事が行なわれている情況にあり、また東京、名古屋、四日市の諸港につきましても、それぞれ関係当局に同様の要望をいたすべく、目下弊協会において準備中でございます。

さて、貴港の上屋につきましては昨年10月弊協会の特別委員が実状を詳細に見学させていただきましたが、その節は貴港湾局総務部長殿を始め関係者各位にひとかたならぬお世話になり非常に感謝している次第でございます。その節、市当局におかれましては港湾施設の管理ならびに改善について平素から並々ならぬ御配慮をされている由承り誠に心強く感ずる次第でございますが、添付別紙の社団法人日本海事検定協会の鑑定書にも詳述されておりますとおり、現状のままでは一旦大型台風が横浜港に来襲した場合には上屋（特に新港埠頭の各上屋）保管貨物に巨額の損害が発生することが憂慮されますので、予算その他の関係もあることとは存じますが、早急に古い上屋改築の恒久対策を樹立されるとともに、差当り少くとも前記鑑定書第6項に要望されている程度の改善補強工事は本年台風季に間に合うようぜひ実施していただきたく切にお願い申しあげます。

申すまでもなく貴重な外貨を獲得するために輸出される貨物および貴重な外貨を支出して輸入した貨物が、港頭施設不備のため台風によって多大の損害をこうむることは、単に損害保険会社のみの損失にとどまらず、国家経済上大きな損失であり、またわが国の貿易業界、産業界その他の関係業界にとってもその有形、無形の損失は計り知れないものがあると存じます。

このような観点から申しましても、貿易振興を至上命令とするわが国にとって最大

の貿易港である横浜港の港頭施設が、幸いにして過去に大きな台風被害がなかったとは申せ前述のように一旦大型台風が来襲した際には、輸出入貨物に巨額の損害を与えるおそれのあるままに置かれていることは、国家的見地からみてまさに重大な問題と申さざるをえません。

以上申しのべました弊意御賢察の上、なにとぞ御善処賜わりたく切に要望申しあげます。

以上

(原文のまま)

三、前記要望書には、二つの要望事項が含まれている。一つは、できるだけ早く上屋改築の恒久対策をたてることで、もう一つは、抜本的な改善は本年の台風季には間に合わないから、鑑定書第6項に述べられている改善補強工事を取り敢えず行なって欲しい、ということである。この第二の要望は過去の神戸港における補強工事が予想以上に成功したことによるものである。

要望書本文にある鑑定書第6項は「市営上屋の補強改善」に関する項目で要旨を紹介すれば次の通りである。

「…………根本的改善には長期間を要する。そこで取り敢えず、昭和39年9月の20号台風による神戸港の突堤にある上屋が受けた被害から考慮して、当面、早急に行なわねばならない上屋に対する改善は、山下埠頭、大棧橋埠頭、新港埠頭、高島埠頭、山の内埠頭の防潮板は、木板または無いものを鉄板にする。また、側壁、扉の補修を行なう。

大阪の第2室戸台風での市営上屋両開扉が損壊した事実から東方南方に面した両開扉は何らかの補強を必要とする。

神戸で防潮板壁面下部コンクリートおよび壁面波板、鉄板の破壊が多数あった事実と防潮板の漆喰固めが簡単にこわれる事実から、最近、包装が次第にカートン使用に変ってきたため、下積貨物が浸水のため、濡れて変形し、上積貨物が転落して損傷する事態が示すように上屋内への浸水は予想外の損害をもたらすことから、屋根なども高潮以外に台風の風力に耐え、雨水、しぶき等の浸水が防がれるように整備して置かねばならない。」

四、このような港頭施設の改善に関する要望書は、過去において昭和40年2月と本

年2月に神戸港に対して、また昭和40年12月に大阪港に対して提出されており、今回の横浜港についての要望書は第3番目に当るものであるが、これが前二者と異なる点は、前二者が台風によって被害が発生した後になって、その結果に基づいて提出されたのに対して今回の要望書は事前に提出されたことである。また要望書本文にもあった通り、これに引き続いて東京、名古屋、四日市の諸港に対しても近々同種の要望がなされるとのことである。貨物の防災ということは、ひとり損害保険業界だけの問題でなく他の産業界、ひいてはわが国の経済にとっても非常に重要な問題であるので、これらの要望を基として、港湾施設の機能の面の改善だけでなく、防災面での改善を港湾管理者に強く要望したい。

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）

（要望書本文）